

平成26年度第1回学校給食南部センター運営委員会会議次第

日 時 平成26年6月27日（金） 午後4時～

場 所 学校給食南部センター2階 研修室

1 開 会

2 委 嘱 書 交 付

3 自 己 紹 介

4 平成26年度役員の選任について

5 会長あいさつ

6 会 議 事 項

(1) 平成26年度給食会計予算（案）について

(2) 平成26年度献立計画（案）について

(3) その他

7 閉 会

平成26年度佐久市学校給食南部センター運営委員会名簿（案）

会 長 小 林 幹 知（野沢中学校長）

副 会 長 大 貫 典 子（中込小学校長）

献立委員長 池 田 幹 男（泉小学校長）

監 事 高 柳 元 茂（野沢小学校長）

監 事 梅 原 剛（野沢中学校PTA会長）

監 事 金 沢 恵 司（中込小学校PTA会長）

氏 名	所 属 ・ 職 名 等	備 考
高 柳 元 茂	野沢小学校長	
池 田 幹 男	泉小学校長	
北 澤 克 敏	岸野小学校長	
大 貫 典 子	中込小学校長	
小 林 幹 知	野沢中学校長	
小 林 克 雄	中込中学校長	
市 川 和 宣	野沢小学校PTA会長	
竹 内 和 成	泉小学校PTA会長	
橋 詰 博 和	岸野小学校PTA会長	
金 沢 恵 司	中込小学校PTA会長	
梅 原 剛	野沢中学校PTA会長	
高 柳 博 明	中込中学校PTA会長	
小 山 武 昭	学校医代表	
大 森 健	学校薬剤師代表	
桜 井 和 則	学校教育部長	

<事務局>

磯 貝 修	学校給食課長	
高 橋 浩 一	学校給食課長補佐	
田 村 和 広	学校給食南部センター	事業係長
小 林 康 子	学校給食南部センター	栄養士
三 石 恵 子	学校給食南部センター	栄養士

学校給食南部センター運営委員会役員の状況

運営委員会資料(平成26年6月27日)

年 度	会 長	副会長	献立委員長	監 事	監 事	監 事
平成13年度	野沢小学校長	野沢中学校長	中込中学校長	岸野小学校長	中込中学校 PTA会長	岸野小学校 PTA会長
	土 屋 盛 夫	相 場 洋 威	山 浦 正 芳	岩 田 睦 夫	青 柳 学	伊 藤 教 雄
平成14年度	野沢中学校長	中込小学校長	泉小学校長	野沢小学校長	野沢中学校 PTA会長	中込小学校 PTA会長
	相 場 洋 威	臼 田 隆 雄	古 越 豊 寿	土 屋 盛 夫	木 内 庄 一	小 林 久 範
平成15年度	中込小学校長	泉小学校長	岸野小学校長	野沢中学校長	中込中学校 PTA会長	野沢小学校 PTA会長
	井 出 静 男	古 越 豊 寿	宮 下 寛	相 場 洋 威	坂 本 佳 昭	高 畑 孝 典
平成16年度	泉小学校長	中込中学校長	野沢小学校長	中込小学校長	野沢中学校 PTA会長	泉小学校 PTA会長
	古 越 豊 寿	天 利 順 道	久保田 延 幸	井 出 静 男	菊 池 佳 徳	樫 山 千 せ 子
平成17年度	中込中学校長	岸野小学校長	野沢中学校長	泉小学校長	中込中学校 PTA会長	岸野小学校 PTA会長
	倉 島 松 生	田 中 伸 顯	中 沢 裕	小野澤 猛	石 山 真 一	町 田 守
平成18年度	岸野小学校長	野沢小学校長	中込小学校長	中込中学校長	野沢中学校 PTA会長	中込小学校 PTA会長
	田 中 伸 顯	久保田 延 幸	井 出 清 明	倉 島 松 生	木 内 進	柳 沢 章
平成19年度	野沢小学校長	野沢中学校長	中込中学校長	岸野小学校長	中込中学校 PTA会長	野沢小学校 PTA会長
	久保田 延 幸	岩 上 起 美 男	倉 島 松 生	依 田 次 男	木 内 正 明	中 村 元 計
平成20年度	野沢中学校長	中込小学校長	泉小学校長	野沢小学校長	野沢中学校 PTA会長	泉小学校 PTA会長
	岩 上 起 美 男	井 出 隆	山 浦 啓 子	井 澤 直 行	木 村 珠 樹	柳 沢 真 路
平成21年度	中込小学校長	泉小学校長	岸野小学校長	野沢中学校長	中込中学校 PTA会長	岸野小学校 PTA会長
	井 出 隆	山 浦 啓 子	依 田 次 男	齊 藤 克 実	市 川 量 久	工 藤 育 生
平成22年度	泉小学校長	中込中学校長	野沢小学校長	中込小学校長	野沢中学校 PTA会長	中込小学校 PTA会長
	山 浦 啓 子	志 富 茂 夫	原 隆 文	小宮山 峰 男	竹 内 一 郎	依 田 牧 生
平成23年度	中込中学校長	岸野小学校長	野沢中学校長	泉小学校長	中込中学校 PTA会長	野沢小学校 PTA会長
	志 富 茂 夫	菅 沼 久 美 子	赤羽根 直 樹	青 木 健 一	田 中 広 充	山 田 博 之
平成24年度	岸野小学校長	野沢小学校長	中込小学校長	中込中学校長	野沢中学校 PTA会長	泉小学校 PTA会長
	菅 沼 久 美 子	原 隆 文	小宮山 峰 男	小 林 克 雄	藤 巻 正 昭	山 口 哲
平成25年度	野沢小学校長	野沢中学校長	中込中学校長	岸野小学校長	中込中学校 PTA会長	岸野小学校 PTA会長
	高 柳 元 茂	小 林 幹 知	小 林 克 雄	北 澤 克 敏	森 川 博 子	山 浦 国 一
平成26年度 (案)	野沢中学校長	中込小学校長	泉小学校長	野沢小学校長	野沢中学校 PTA会長	中込小学校 PTA会長
	小 林 幹 知	大 貫 典 子	池 田 幹 男	高 柳 元 茂	梅 原 剛	金 沢 恵 司

佐久市学校給食センター給食会計の基本事項 (平成26年度)

(根拠: 佐久市学校給食センター条例施行規則)

- この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
- 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
- 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。
 - 小学生 270円
 - 中学生 310円
 - 職員 小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。
- 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
- 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター係長（以下、「係長」という。）に提出するものとする。
- 学校は、給食実施予定を提出後、行事等のため、学級・学年・学校単位で給食を受けなくなるときは、1週間以上前に【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。
- 個人（児童生徒及び職員）単位の変更（連続して5日以上）については、直ちに【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
- 個人（児童生徒及び職員）単位の給食費の返金は、原則として連続して5日以上欠食（給食停止）の場合に返金するものとする。
- 短縮日課に伴う変更については、直ちに【短縮日課変更届】により係長に報告するものとする。
ただしこの場合は、配送業務の調整等が必要となることから、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
- 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する給食連絡日誌（人員表）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
- 給食費は、10. で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。
学校は、指定日（20日前後）までに納付書により指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
- 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 平成26年度の牛乳返金額は、小中学生とも単価額53円（消費税込）とする。
- アレルギー対応食提供事業に伴う返金額は、別表のとおりとする。（一食当たり単価、消費税込）

※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。

また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別表 (平成26年度)

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	53円	24円	44円	43円
中 学 校	53円	32円	48円	48円

平成 26 年 度

佐久市学校給食南部センター給食会計予算 (案)

佐久市学校給食南部センター

平成26年度 佐久市学校給食南部センター給食会計予算

平成26年度 佐久市学校給食南部センター給食会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 159,193,025 円 と定める。

平成26年6月27日提出

佐久市教育委員会 学校給食課長 磯 貝 修

歳入

(単位:円)

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節 分		説 明
					区	金額	
学校給食		159,193,025	155,171,858	4,021,167			一食単価 小学校 270円 中学校 310円
1. 給食費	1. 給食費	156,893,940	153,684,500	3,209,440	1. 小学校 給食費	89,694,000	野沢小学校 637名× 55,350円/年= 35,257,950円 泉小学校 341名× 55,620円/年= 18,966,420円 岸野小学校 187名× 55,890円/年= 10,451,430円 中込小学校 452名× 55,350円/年= 25,018,200円
					2. 中学校 給食費	65,879,340	野沢中学校 618名× 62,000円/年= 38,316,000円 中込中学校 438名× 62,930円/年= 27,563,340円
					3. 給食セ ンター 給食費	1,320,600	学校給食南部センター 20名× 66,030円/年= 1,320,600円 佐久市 JA佐久浅間 305,103円 152,551円
2. 補助金	1. 補助金	457,654	460,534	△ 2,880	1. 補助金	457,654	過年度未収金
3. 未収金	1. 未収金	1,694,493	1,005,856	688,637	1. 未収金	1,694,493	前年度繰越金
4. 繰越金	1. 繰越金	146,438	20,468	125,970	1. 繰越金	146,438	預金利息
5. 雑収入	1. 雑収入	500	500	0	1. 雑収入	500	
歳入合計		159,193,025	155,171,858	4,021,167			

歳 出

(単位:円)

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節 分		説 明
					区	金 額	
学校給食							一食単価 小学校 270円 中学校 310円
1. 事業費	1. 調理費	159,193,025	155,171,858	4,021,167			
		156,893,940	153,684,500	3,209,440	1. 主食費	31,046,588	野沢小学校 637 名 × 53 円 × 205 日 = 6,921,005 円 泉小学校 341 名 × 53 円 × 206 日 = 3,723,038 円 岸野小学校 187 名 × 53 円 × 207 日 = 2,051,577 円 中込小学校 452 名 × 53 円 × 205 日 = 4,910,980 円 野沢中学校 618 名 × 62 円 × 200 日 = 7,663,200 円 中込中学校 438 名 × 62 円 × 203 日 = 5,512,668 円 学校給食南部センター 20 名 × 62 円 × 213 日 = 264,120 円
					2. 牛乳代	29,095,622	野沢小学校 637 名 × 53 円 × 205 日 = 6,921,005 円 泉小学校 341 名 × 53 円 × 206 日 = 3,723,038 円 岸野小学校 187 名 × 53 円 × 207 日 = 2,051,577 円 中込小学校 452 名 × 53 円 × 205 日 = 4,910,980 円 野沢中学校 618 名 × 53 円 × 200 日 = 6,550,800 円 中込中学校 438 名 × 53 円 × 203 日 = 4,712,442 円 学校給食南部センター 20 名 × 53 円 × 213 日 = 225,780 円

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節 分		説 明
					区 分	金 額	
					3. 副食費	96,751,730	野沢小学校 637名×164円×205日＝21,415,940円 泉小学校 341名×164円×206日＝11,520,344円 岸野小学校 187名×164円×207日＝6,348,276円 中込小学校 452名×164円×205日＝15,196,240円 野沢中学校 618名×195円×200日＝24,102,000円 中込中学校 438名×195円×203日＝17,338,230円 学校給食南部センター 20名×195円×213日＝830,700円
	2. 返還金	271,625	194,750	76,875	1. 返還金	271,625	牛乳不要者 25名×53円×205日＝271,625円
2. 予備費	1. 予備費	2,027,460	1,292,608	734,852	1. 予備費	2,027,460	
	歳出合計	159,193,025	155,171,858	4,021,167			

平成26年度 献立年間計画

佐久市学校給食南部センター

月	月 目 標	献立作成のポイント	行事食	行事・旬の食品等	指 導 内 容	その他
4月	楽しい食事をしよう。	入学のお祝いらしい献立にする。新入生が食べやすいように調理の工夫をする。	入学祝献立	いちご うど・さわら 山菜	正しい食事のあり方 給食の決まり	
5月	バランスの良い食事をしよう。	主食・主菜・副菜のそろった家庭の見本となるようにバランスを整える。	こどもの日献立	かしわ餅・たけのこ お茶・新じゃが 初かつお ★アスパラガス	バランスのとれた食事 成長期の食事	試食会
6月	骨や歯を丈夫にしよう。	骨や歯を丈夫にし、あごの発達を促す食品を取り入れる。	歯の衛生習慣 献立	小魚・大豆・するめ びわ・メロン・新玉ねぎ さくらんぼ・梅 ★白菜・レタス	カルシウムの働き かむことの大切さ 梅雨時の衛生 (手あらい・身支度)	試食会 学校訪問
7月	暑さに負けない食事をしよう。	暑さに負けない食品を取り入れた献立の工夫をする。夏野菜を多く取り入れる。	七夕献立 土用の丑献立 希望献立 (岸小)	魚めん すいか・メロン きゅうり・トマト・なす ★玉ねぎ・レタス・ブロッコリー ★きゅうり・ミニトマト	夏休みの望ましい 食生活 暑さに負けない体をつくる。	試食会 学校訪問
8月	規則正しい食事をしよう。	暑さに負けない食品を取り入れた献立の工夫をする。夏野菜を使って、好き嫌いをなくす献立を工夫する。	夏野菜献立	かぼちゃ・ピーマン なす・夕顔・塩いか ★玉ねぎ・レタス ★ミニトマト・じゃがいも ★きゅうり・ズッキーニ	3食の重要性 間食の役割	
9月	朝食の大切さについて理解しよう。	季節の野菜を知る。運動量の多い月なので食事の質と量を配慮する。	十五夜献立 希望献立 (中中)	月見団子・里芋 さんま ★ふな・ミニトマト ★きゅうり・ブルーベリー ★じゃがいも・りんご	朝食の大切さ 食事と運動の関係	学校訪問
10月	偏食をなくして何でも食べよう。	好き嫌いをなく何でも食べることの大切さを知る。秋の味覚を取り入れた献立に配慮する。	ハロウィン献立 希望献立 (野中)	かぼちゃ さつまいも・栗 ★鯉 ★きゅうり・白菜 ★かぼちゃ・りんご	偏食の害を知る バランスの良い食事	試食会 学校訪問
11月	感謝して食べよう。	食べ物を大切にする。作ってくれた方に感謝する。世界各国の料理を取り入れ献立に興味をもってもらえるように工夫する。	世界の料理 の献立 希望献立 (中小)	しめじ・大根・なめこ たら・鮭・ブロッコリー ★にじみず・りんご ★ねぎ・かぼちゃ ★きゅうり・白菜・にんじん	食事を作る人への 感謝の気持ち 食べ物の大切さ	学校訪問
12月	寒さに負けない食事をしよう。	冬至献立で昔の人々の生活の知恵を知る。 (かぼちゃ・こんにゃく)	冬至献立 クリスマス献立 希望献立 (泉小)	かぼちゃ・ゆず こんにゃく・みかん ★ねぎ・かぼちゃ ★りんご・雁食い味噌	冬の体の特性 寒さに負けない体 をつくるための食品	試食会 学校訪問
1月	郷土の食べ物を知ろう。	正月料理や七草がゆを知り、伝統料理を学ぶ。	七草献立 鏡開献立 他県の郷土料理 希望献立 (野沢小)	せり・なずな もち ★矢島凍み豆腐 ★白菜・ねぎ ★ほうれん草 ★小松菜・りんご	郷土の食品・料理、 伝統食 給食の歴史	
2月	食事と健康の関係を理解しよう。	3色のバランスの取れた献立。そしゃくの大切さを 知る献立。	節分献立	節分豆・いわし いちご ★ほうれん草・小松菜 ★矢島凍み豆腐 ★わかさぎ・りんご	将来の健康まで考 えた望ましい食生活 (生活習慣病予防の 食事)	
3月	食生活の反省をしよう。	思い出に残る献立にする。 進級、卒業祝らしい献立。	ひな祭献立 入試がんばれ献立 卒業祝献立	はまぐり・ちらし寿司 カツ・いよかん お赤飯 ★一地元食材	望ましい食生活の 実践 1年間の反省	

平成26年度 学校給食の実施内容（案）

（学校給食の目標）

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進
- ② 食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養う
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性・共同の精神を養う
- ④ 生命及び自然を尊重する精神並びに環境保全に寄与する態度を養う
- ⑤ 食にかかわる人々の様々な活動についての理解を深め、勤労を重んじる態度を養う
- ⑥ 各地域の優れた伝統的な食文化について理解を深める
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く

1. 献立方針

- ① 平成26年度献立年間計画による献立の作成
- ② 旬の食材、旬の献立を取り入れる工夫
- ③ 毎月の食育の日（19日）の献立
- ④ 地場産物の活用（ふるさと信州、八百屋からの仕入れ時産地確認）
- ⑤ 各校の希望献立を取り入れる
- ⑥ 衛生に配慮した献立（調理員の健康面・無理のない献立）
- ⑦ 試食会、センター見学会での意見要望に対しての献立への反映

2. 衛生管理・食に関する指導

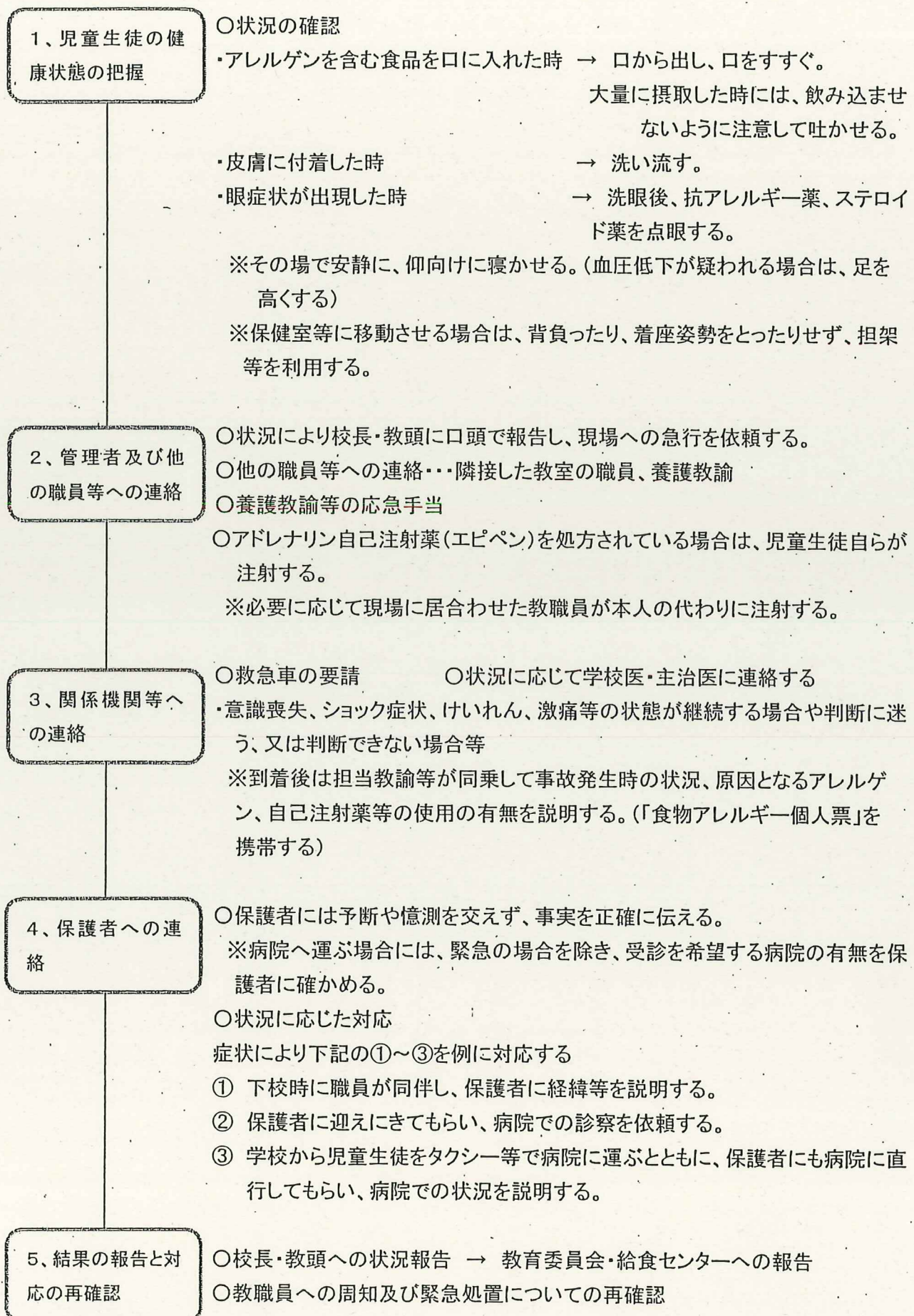
- ① 定期的な食材検査の実施（細菌類・放射能の測定）
- ② 各校と連携をとり、食生活アンケート等を実施する
- ③ 毎日の残菜の調査の取りまとめ
- ④ ランチタイムによる献立研究
- ⑤ 学校訪問（全学級）による児童・生徒の給食の様子

平成26年4月1日

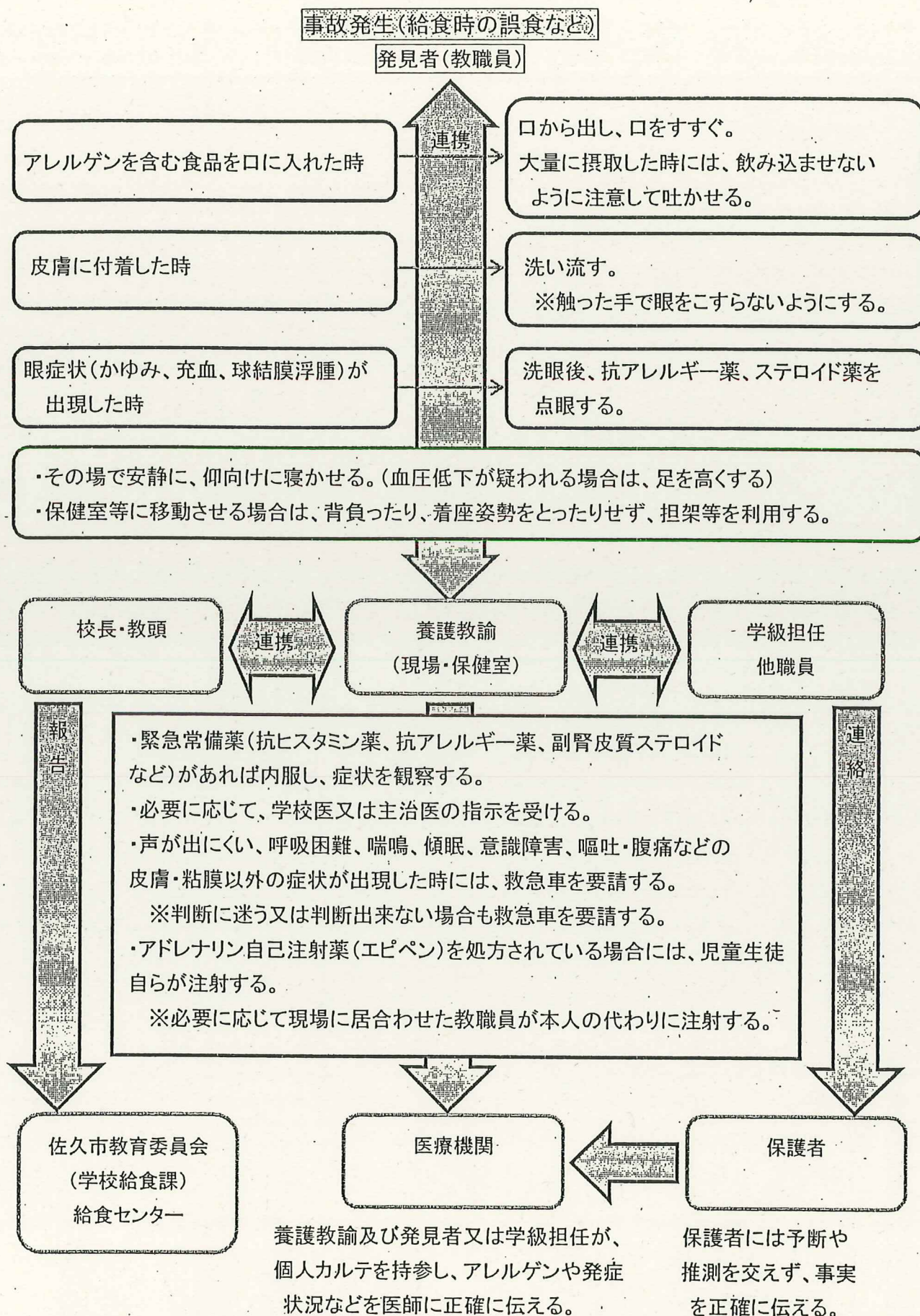
11

食物アレルギー対応食提供における緊急時の基本的な対応手順

佐久市教育委員会 学校給食課



緊急時（アナフィラキシーショックを発症した場合）の対応例



○佐久市学校給食センター条例

平成17年4月1日条例第197号

改正

平成20年3月27日条例第24号

佐久市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

(名称、位置及び給食する学校)

第2条 学校給食センターの名称、位置及び給食する学校は、次のとおりとする。

名称	位置	給食する学校
佐久市学校給食南部センター	佐久市原563番地1	野沢中学校、中込中学校、野沢小学校、泉小学校、岸野小学校及び中込小学校
佐久市学校給食北部センター	佐久市長土呂64番地22	浅間中学校、東中学校、岩村田小学校、平根小学校、中佐都小学校、高瀬小学校及び東小学校
佐久市学校給食臼田センター	佐久市田口6450番地	臼田中学校、臼田小学校、田口小学校、青沼小学校及び切原小学校
佐久市学校給食浅科センター	佐久市甲2003番地1	浅科中学校及び浅科小学校
佐久市学校給食望月センター	佐久市協和6925番地	望月中学校及び望月小学校

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

平成25年3月29日教委規則第1号

平成25年3月29日教委規則第2号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食臼田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関すること。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関すること。
- (4) 学校給食の会計の事務に関すること。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要なこと。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
- (2) 課長補佐又は係長
- (3) 主事又は技師
- (4) 主事補又は技師補

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 3 主事、技師、主事補及び技師補は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

- 2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の規定を準用する。

- 2 学校給食課の所管に属する部長以上の職にある者の専決事項に係る決裁については、学校教育課

長に合議しなければならない。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなければならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあっては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該学校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

(1) 給食を受ける小・中学校長

(2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者

(3) 学校医を代表する者 1人

(4) 学校薬剤師を代表する者 1人

(5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関すること。

(2) 給食の献立方針に関すること。

(3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認めた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。

(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

- (1) 出勤簿
- (2) 超過勤務命令簿
- (3) 休暇欠勤承認簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 物資受払簿
- (6) 栄養摂取状況記録簿
- (7) 献立表
- (8) 業者別仕入帳
- (9) 調定簿
- (10) 領収証つづり
- (11) 給食日誌
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊
(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町学校給食センター規則（昭和41年臼田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

改正

平成25年 9月26日教委告示第17号

平成25年11月25日教委告示第19号

佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギーを有する児童又は生徒に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、アレルギー対応食とは、学校給食の献立から食物アレルギーの起因となる食品を除去した除去食又は当該食品の代わりとなる食品を使用した代替食をいう。

(実施施設)

第3条 事業は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）に規定する学校給食センター及び佐久城山小学校調理場において実施する。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、食物アレルギーを有する児童又は生徒で学校給食の献立によっては食べられない食品があるものとする。

(調査の実施)

第5条 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、食物アレルギーを有する児童又は生徒を把握するため、必要な調査を実施するものとする。

(事業内容説明等)

第6条 教育委員会は、前条の調査結果に基づき、アレルギー対応食を希望する保護者に対し、事業内容について説明を行うものとする。

2 前項の説明を受けたうえで、事業の実施を希望する保護者は、佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票（様式第1号）及び佐久市学校給食アレルギー対応食指示書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の調査票及び指示書を受理したときは、保護者、学校関係者及び教育委員会の三者による面談を実施するものとする。

(実施の申請)

第7条 前条第3項の面談を受けた保護者は、事業の実施を申請しようとするときは、佐久市学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(実施の決定)

第8条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、事業の実施の必要性等を審査し、事業の実施について決定したときは、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

(アレルギー対応食の提供等)

第9条 教育委員会は、前条の規定による通知をした保護者（以下「実施決定保護者」という。）に対し、事業を実施する月（以下「実施月」という。）の前月20日までに実施月1か月分の実施予定献立表を送付するものとする。

2 前項の実施予定献立表の送付を受けた実施決定保護者は、その内容を確認し、事業の実施を承諾したときは、実施月の前月25日までに佐久市学校給食アレルギー対応食実施承諾書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の承諾書の提出があったときは、アレルギー対応食を提供するものとする。

4 教育委員会は、実施月の中で食品等の理由からアレルギー対応食を提供できない日がある場合については、実施決定保護者に対し、弁当（学校給食の献立の全部又は一部の代わりとしての食事をいう。）の持参日を指定できるものとする。

(アレルギー対応食の変更又は中止)

第10条 アレルギー対応食の内容の変更又は事業の中止を希望する実施決定保護者は、佐久市学校給

食アレルギー対応食変更（中止）願（様式第 6 号）を教育委員会に提出しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、第 3 条第 2 号から第 4 号までの施設においてなされたアレルギー対応食の提供に係る決定、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年 9 月26日教委告示第17号）

この要綱中第 1 条の規定は平成25年10月 1 日から、第 2 条の規定は平成26年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年11月25日教委告示第19号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 8 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）

様式第 6 号（第10条関係）

様式第1号（第6条関係）

佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票

保護者氏名				㊟
児 童 ・ 生 徒 氏 名	ふりがな	生年月日	年 月 日 (歳)	
学 校 名 等	学 校		年 組	
住 所	〒	自 宅 電 話		
	佐久市	FAX 番号		
		携 帯 電 話		
かかりつけの 病 院 又 は 主 治 医		電 話		

次の質問のあてはまる項目に☑印をし、必要事項を記入してください。

1. 裏面別表の食物アレルギー症状を起こす食品名を○で囲み、該当する箇所に☑印を記入し、その食品を口にしたとき、現れる症状を記入してください。
その他の食品がある場合は「その他」の欄に具体的に記入してください。

2. アナフィラキシー既往の有無について

☐ ある【食品名

】 ・ ☐ ない

○「ある」と答えた方へ

・ いつ頃からですか。(平成 年 月 歳頃)

・ どのような様子（症状等）でしたか。【

】

3. 学校給食の「詳細な献立表」を希望しますか。 ☐ 希望する ・ ☐ 希望しない

4. 学校給食の「配合表」を希望しますか。 ☐ 希望する ・ ☐ 希望しない

詳細な献立表	その日に使う食品及び一食当たりの当該食品の概ねの量が全て記載された献立表
配 合 表	「詳細な献立表」だけでは原材料がわからない加工食品等の原材料が記載されているもの

5. 給食では、食物アレルギー対応食を希望しますか。 ☐ 希望する ・ ☐ 希望しない

※ 希望する場合は医師の指示書が必要になります。(指示書は有料となります。)

様式第2号 (第6条関係)

佐久市学校給食アレルギー対応食指示書

年 月 日

(提出先) 佐久市教育委員会

病院・診療所名 _____

主治医氏名 (印)

学校給食を実施する際、注意が必要です。次のとおり指示をします。

児童・生徒 氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
○病名 ・食物アレルギー（即時型） アナフィラキシー（ある・なし） ・口腔アレルギー症候群 ・食物依存性運動誘発アナフィラキシー ・その他（ ）			
○原因食品			
○学校給食実施の際の指示事項			

様式第3号（第7条関係）

佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書

年 月 日

（申請先）佐久市教育委員会

保護者氏名

㊞

佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業の実施を次のとおり申請します。

児童・生徒氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日 (歳)	
学 校 名 学 年 ・ 組	学 校 組 年 組		学級担任	
住 所	〒 佐久市	自 宅 電 話		
		FAX 番 号		
		携 帯 電 話		
緊 急 時 連 絡 先	自宅以外の場合 勤務先 電 話 ()			
かかりつけの 病 院 名 又 は 診 療 所 名	電 話	主治医 氏 名		

※本申請書の内容は、アレルギー対応食提供事業の目的以外は使用しません。

様式第4号（第8条関係）

佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書

年 月 日

様

佐久市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業の実施について、次のとおり決定したので通知します。

実 施 対 象 児 童 又 は 生 徒	学 校 名	学 校 年 組
	(ふりがな) 氏 名	
事 業 開 始 年 月		年 月 から

様式第5号（第9条関係）

佐久市学校給食アレルギー対応食実施承諾書

年 月 日

（提出先）佐久市教育委員会

保護者氏名

㊞

学 校 名

学校

年 組

児童又は
生徒氏名

月分アレルギー対応食は、予定献立表のとおりとすることについて、承諾します。

※ 不明な点がありましたらご記入ください。

様式第 6 号 (第 10 条関係)

佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業変更 (中止) 願

年 月 日

(提出先) 佐久市教育委員会

保護者氏名

㊞

次のとおり、佐久市学校給食アレルギー対応食
ください。

の内容について変更
事業を中止 して

児童・生徒氏 名	ふりがな	生年月日	年 月 日 (歳)
学 校 名 学 年 ・ 組	学校 年 組		
住 所	〒 佐久市	自 宅 電 話	
		F A X 番 号	
		携 帯 電 話	
変 更 の 場 合 そ の 内 容	変 更 前	変 更 後	
中 止 の 場 合 そ の 理 由			
変 更 ・ 中 止 年 月 日	年 月 日 変 更 ・ 中 止		